病院誘致に係るコンサルティング業務委託仕様書（案）

１　目的

求める市内の医療環境の方向性、誘致病院の役割・医療機能、整備手法、誘致に伴うリスク要因等の医療経営視点を含む専門的な必要事項について検討を行い、基本整備構想の策定等を行う。

２　業務の期間

契約締結日から令和３年３月31日まで

３　業務内容

　(1) 基本整備構想の策定

　　①　概要

　　　　求める市内の医療環境の方向性、誘致病院の役割・医療機能、整備手法、誘致に伴うリスク要因等、必要な検討を行い、基本整備構想の策定を行う。

　　②　目的

　　　　誘致する病院に求める医療機能、規模、運営形態等、病院誘致にあたっての基本的な考え方を整理し、この後の選定要件策定のベースとする。

　　③　具体的内容

　　　ア　病院誘致に向けた基本理念、整備方針等の整理

　　　イ　本市及び周辺圏域の詳細な分析及び将来予測、必要となる医療機能の分析の結果をふまえた、誘致整備する病院の目指すべき方向性、医療機能に係る機能別整備方針の策定

　　　ウ　地域の医療機関等との連携方針

　　　エ　整備・運営に係る市の関わりの検討

　　　オ　整備に係る手法及び工程の検討

　　　カ　敷地利用及び施設整備に関する諸条件の整理

　　　キ　パブリックコメント実施に係る支援

　(2) 病院誘致事例の収集

　　①　概要

　　　　自治体による病院誘致事例など、他の先行事例の書類調査を行い比較資料としてとりまとめる。

　　②　目的

　　　　病院を誘致する際に押さえておくべきポイントや諸条件の設定における参考情報とする。

　　③　具体的内容

　　　ア　病院誘致に関する事例の収集

　　　イ　先行事例の詳細な調査

　(3) 病院誘致に係る諸条件の設定及び可能性調査

　　①　概要

　　　　病院誘致に関する諸条件を設定し、その条件での参入可能性を確認する。また、病院整備に関する関連法や大阪府医療計画、大阪府三島医療・病床懇話会等の各会議での検討状況を踏まえた医療機能整備に関する諸条件の確認をあわせて行うことで、病院誘致の計画を進める際の制約や考慮すべき条件を整理する。

　　②　目的

　　　　病院誘致に係る諸条件を設定する。

　　③　具体的内容

　　　ア　病院誘致に関する諸条件の設定

　　　イ　各種誘致条件を踏まえた参入可能性の確認

　　　ウ　病院誘致に係る市の関わり及び各種誘致条件、参入可能性確認を踏まえた事業実現の検証

　　　エ　病院整備に関する関連法や大阪府医療計画、大阪府三島医療・病床懇話会等の各会議での検討状況を踏まえた医療機能整備に関する諸条件の確認

　(4) 本市医療の（仮称）あり方検討会の開催・運営

　　①　概要

　　　　第三者評価として「あり方検討会」の開催を想定しており、必要となる医療機能及び病院誘致に関する諸条件の検討を諮問する予定である。

　　②　具体的内容

　　　　あり方検討会の開催支援とし、議事録の作成業務も行うこと。

　　③　検討時期等

　　　　あり方検討会は「茨木市及び周辺圏域の詳細な分析及び将来予測、茨木市において必要となる医療機能の分析」踏まえて開催し、およそ４回程度の開催を想定。

４　納品物

受託者は、本市に以下のとおり納品し、本市の検査を受けること。

(1) 業務内容を実施するにあたり必要となる資料等を随時、市が指定する期日までに納品すること。

(2)　使用したデータは、加工が可能なファイル形式で、電子媒体（ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒ）で正副２部を令和３年３月31日までに提出すること。

５　留意事項

(1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

(2) 支払いは、業務完了を確認した後、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

６　再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

７　成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、本市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法【昭和45年 法律第48号】第27条【翻訳権、翻案権等】及び第28条【二次的著作物の利用に関する原著作者の権利】に定める権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

(2) 本市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

８　業務遂行に関する注意事項

(1) 業務遂行にあたっては、本市と密接な協議・調整を図るものとする。

(2) 受託者は、業務開始前に業務日程表、業務責任者、業務担当者届等を本市に提出し、承認を受けるものとする。ただし、業務の途中で本市が不適任と判断した場合、受託者は、業務責任者、業務担当者等を本市と協議の上、交代等の必要な措置を講じなければならない。

９　機密情報の取扱い

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10　個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、茨木市個人情報保護条例等関係法令を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

11　その他

(1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。

(2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要が生じた場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。